

# 令和 3 年 度

## 事業計画書 収支予算書

### も く じ

ご 挨拶	1 頁
I 令和 3 年度事業計画案及び収支予算案について	2 頁
1. 小笠原を取巻く状況	2 頁
2. 事業計画案の基本的考え方	3 頁
3. 収支予算案の編成方針	4 頁
II 事業計画書	5 頁
III 収支予算書	11 頁
IV 資金調達及び設備投資の見込みについて	14 頁

## ご挨拶

(公財) 小笠原協会

会長 渋井 信和

理事・監事の皆さまには日頃から協会運営に多大なるご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年春から猛威を振るい始めた新型コロナウイルス感染は治まるどころか、ますます勢いを増し、今年1月には2度目の緊急事態宣言が発せられ、2月にはこの宣言がさらに1か月も延長されるなど緊迫した事態が続いております。

このため、昨年の協会の理事会、評議員会は一度も会議場での開催はできず、いずれも書面評決の止むなきに至りました。今年こそ、理事・監事の皆さまと一堂に会しての理事会を期待しておりましたが、今回も感染拡大予防の観点から止むを得ず書面評決となりましたことをご理解いただきたいと思っております。

さて、昨年の協会運営は、新型コロナウイルス感染の影響をもろに受け、小笠原関係者から毎年大きな期待をもって実施されてきた協会的一大イベントである「小笠原訪問交流ツアー」も中止せざるを得ない事態となりました。

また、感染予防の観点から小笠原への来島自粛措置がとられたことから、小笠原訪問を目的とした協会賛助会入会者が減少し、協会の歳入も減少せざるを得ませんでした。

今年も、社会全体が新型コロナウイルス感染の影響を大きく受けることでしょうから、協会運営もその影響を避けられないものと覚悟して、地道に、かつ慎重に運営してまいりたいと思っております。

このような状況を踏まえ、新年度事業としては、昨年同様、国交省の旧島民の帰島に関する計画の協会の役割である「旧島民に対する小笠原諸島への帰島相談を実施するとともに、機関紙等を通じた小笠原諸島に関する情報提供に努める。」に基づき、機関紙の発行、小笠原特集号誌の発刊、ホームページによる情報発信を着実に実施してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の状況を勘案のうえ、昨年中止せざるを得なかった小笠原訪問交流ツアーの実施を検討し、旧島民の皆さまの里帰りとお小笠原の経済産業の発展に寄与してまいりたいと思っております。

さて、今回の理事会では以上のような状況を踏まえ、令和3年度の事業計画案並びに収支予算案をご提案いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、議案に関してご質問、ご不明な点がございましたら何なりと事務局までお問合せ下さい。

終わりに、理事・監事の皆さまの今年一年のご健康、ご活躍を心よりお祈りいたしましてご挨拶といたします。

## I 令和3年度事業計画案及び収支予算案について

### 1 小笠原を取巻く状況

(1) 一昨年末に中国で発生した新型コロナウイルスは昨年初めから世界的に大流行し、日本でも感染者が急増して昨年4月には緊急事態宣言が発令される事態となった。小笠原村では新型コロナウイルス感染症を確定できる体制がなく、万が一感染が疑われた場合にも、検査・治療を行うための本土医療機関への移動手段も限られていることから、村民と来島者の安全、安心を図ることを最優先し、5月～6月までの間不要不急の来島自粛が要請された。

7月に入って、「新しい日常」を要件に段階的な来島者の受け入れが再開されたものの、来島者の激減は小笠原の観光、商工業にとって大きな打撃となった。

このような状況に対し、村では国の緊急生活支援金支給に加え、緊急一時貸付金制度や産業振興策として農産物や土産品の送料補助制度などの救済策をいち早く実施した。

また、小笠原と本土を結ぶ唯一の交通機関であるおがさわら丸も、三蜜回避のために乗船客数を定員の約半数に絞って運行していることから、経営的には大きな影響を被っており、新型コロナウイルス感染の一刻も早い収束が喫緊の課題である。

なお、8月からは東京都・小笠原村・小笠原海運の連携により、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、おがさわら丸乗船者全員に対して事前のPCR検査をお願いし、島への感染拡大を水際で防止する措置が取られている。

(2) 今年は小笠原諸島が世界自然遺産に登録されてから10年目の節目の年である。

この間、父島には小笠原世界遺産センターが開設されるなど、自然遺産の保護活動が活発に行われているが、オガサワラシジミの絶滅の可能性やオガサワラカワラヒワの生息数の激減が報告されるなど、小笠原の固有生物の減少が懸念されている。

世界自然遺産として登録され続けるためにも、これらの固有生物の保全増殖が強く求められている。

(3) 小笠原と本土を結ぶ航空路の開設は、村民の暮らしと安心を確保するためにも、村の最重要課題である。この実現のため、昨年7月に、都・村（この回から国も参加）で構成されている小笠原航空路協議会（第9回）が開催され、小笠原の短い滑走路で運用可能な2機の航空機が公表された。

今後はさらに、これらの航空機の運航可能性をはじめ航空路開設による 自然環境等への影響などの調査・検討が進められる。

- (4) 硫黄島については米国から施政権が返還されたものの、昭和59年の政府決定以来、依然として島民の帰島は実現されていない。島民の硫黄島墓参についても東京都主催により年2回、村主催により年1回実施されているが、特に都の場合には参加者数が限られており希望者全員が参加できるわけではない。

また、新おがさわら丸就航以来、硫黄島には同船を係留する設備がないことから平成28年以来、村主催による上陸墓参は中断されていたが、昨年、係留設備がようやく整い墓参の再開が準備されていたが新型コロナウイルス感染の収束が見込めなかったため中止の止むなくに至った。

故郷に定住することができない島民にとって、墓参は故郷との縁を繋ぐ重要な絆であり、今後は希望するときにいつでも墓参でき、宿泊して余裕をもって過ごせるような体制整備が強く望まれる。

- (5) 近年、大学や研究団体等により小笠原の歴史や生物等に関する研究が活発に行われている。協会としても独自に小笠原の歴史の発掘や資料の収集、保存、情報発信に努めてきたが、今後は大学や小笠原研究団体等との連携を深め、小笠原研究をさらに深めていく必要がある。

このようなことから、「小笠原文化講演会」と題して、小笠原研究学者による講演会を開催してきたが、これからも適宜、このような講演会や勉強会等を開催し小笠原に関する研究の深化と情報発信に努めていきたい。

## 2 事業計画案の基本的考え方

小笠原協会が公益財団法人の認可を受けた平成25年4月1日から、内閣府を所管行政庁として新しい定款、諸規定に基づき、認可された事業を着実に実施してきた。

強制疎開から77年、小笠原返還から53年が経過し、小笠原の過去の歴史や文化の風化が懸念されるとともに、それらの歴史や文化の生き証人である旧島民も高齢化して世代交代が進んでおり、協会のあり方も問われている。協会としては、これからも、このような実態を踏まえ、定款に定める「帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もって小笠原諸島の自立的発展並びに住民生活の安定及び福祉の向上に資する」を原点としつつ、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく国や都、村の諸施策の実現に協力し小笠原の振興発展に寄与する、との立場から事業計画案を策定した。

### 3 収支予算案の編成方針

上記の事業計画案に基づき、最小の経費で最大の効果を上げるべく、以下の予算編成方針に基づき収支予算案を策定した。

#### (1) 公益目的事業

「公益財団法人」として最も重要な「公益目的事業（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの）」については、現在実施している公益事業を着実に実施する。

#### (2) 収支予算書〈損益ベース〉

##### 〈共通事項〉

① 収支予算書は、公益事業を執行する「公益目的事業会計」（以下、「公益会計」という）及び協会組織を管理運営する「法人会計」に区分して計上する。

② 歳入については、都及び村の補助金は、公益目的事業会計の共通事業収益とし、その他の収入は、公益目的事業会計の共通事業と法人会計に分ける。

その他の収入の配分比率は、公益法人移行時に定めた比率（公益 72%、法人 28%）を基本とし、個別の定めのある賛助会員費のみ、規程で定めた比率（法人会計に 70% 以内充当できる）を使う。

歳出については事業の内容に応じて、支出内容の積み上げ（直課方式）を基本とし、積み上げが出来ないものについては、実体的な従事割合で按分する。

③ 公益事業は、「公 1 事業」と「公 2 事業」が認定されている。公 1 事業は、東京都及び小笠原村等の補助金及び寄付金や賛助会費などを財源とする。公 2 事業は、主に賛助会費等を財源とし、「国及び自治体・諸団体が実施する事業への協賛等」については、補助金、寄付金も充当する。

##### 〈経常収益〉

① 歳入は、実際の事業量及び公益法人移行時に設定した公益比率に応じて公益会計と法人会計に按分して計上する。

② 機関紙・誌の広告掲載料は広告掲載料として計上するが、賛助会員規程第 6 条により、寄付金として扱う。

③ 公益会計のうち補助金及び寄付金以外の歳入は公 1、公 2 に共通するため、公益会計の「共通」欄に計上する。

##### 〈経常費用〉

歳出のうち人件費（給与、賃金、旅費交通費等）及び福利厚生費（健康保険料、厚

生年金保険料等)は、公益目的事業(公1事業、公2事業)及び管理事業の事業量に応じて「公益会計」及び「法人会計」に按分する。

印刷製本費及び通信運搬費は、業務の主体が公1事業であり、公1に重点配分する。役員報酬のうち、会長、常務理事については、業務実態に応じて、会計区分ごとに配分する。評議員、理事等で会議に参加する役員の報酬、交通費及び慶弔費は、法人会計に区分する。

## II 事業計画書

### 1 公益目的事業

#### (1) 公1事業 帰島促進、振興開発普及啓発事業

##### ① 機関紙等刊行物、②ホームページ

年4回発行する機関紙「小笠原」及び年1回刊行する機関誌「特集号」やホームページにより小笠原に係わる情報や協会が実施する事業等を旧島民、関係者はじめ国民等に情報提供する。

[趣旨(目的)]

国土交通省が策定した「旧島民の帰島に関する計画」(令和元年11月13日)では、当協会の役割を「旧島民に対する小笠原諸島への帰島相談を実施するとともに、機関紙等を通じた小笠原諸島に関する情報提供に努める。」と定めている。

また、小笠原諸島が自立的発展を成し遂げるためには、「小笠原諸島振興開発特別措置法」に基づく「小笠原諸島振興開発計画」を着実に推進するとともに、今後とも、多くの国民の協力及び支援が必要であり、当協会の機関紙・誌やホームページによる情報提供は、これらに対処、貢献するものである。①と②の事業は、情報提供という共通の目的を達成する手段として位置付けられることから一つにまとめた。

(注) ( )内は前年度

事業名	内容
<p>① 機関紙等刊行物 9,749,000円 (10,084,000円) (注)当該経費には ②のホームページの 経費が含まれている。</p>	<p><b>【事業内容】</b> 小笠原諸島（父島、母島）在住の島民は、返還後帰島した旧島民、在来島民、新島民（旧島民以外で本邦から移住した島民）及び短期滞在者（工事関係者等）並びに国や東京都などからの派遣職員等で構成され、人口構成は複雑である。一方では、硫黄島をはじめ帰島できなかった旧島民も多くおられ、この人たちの望郷の念は強く、故郷小笠原諸島に係る情報を渴望している。機関紙等の刊行は、小笠原諸島振興開発事業や小笠原諸島に係る諸情報を旧島民及び小笠原諸島の島民並びに全国の賛助会員等に提供することで、旧島民の帰島促進及び定着に貢献するとともに、小笠原諸島に係る普及啓発や宣伝、産業・観光等地域経済効果の向上に寄与し、地域活性化の推進を支援するものである。</p> <p><b>【機関紙等の種類及び主な内容】</b> 機関紙等とは、新聞「小笠原」（A3版、4～6頁、年4回発行）、冊子「特集小笠原」（B5版、50～100頁程度、年1回発行）及びその他の刊行物（随時発行）である。 また、新聞「小笠原」の内容は、上記の小笠原諸島振興開発事業に係る情報のほか、硫黄島の旧島民の父島・母島への移住等支援や硫黄島墓参・遺骨収容に関する情報、小笠原航路など船便の時刻表や小笠原農産物などの情報、賛助会員からの投稿、小笠原航空路開設に関する情報等を適時に提供する。また、冊子「特集小笠原」は、小笠原諸島に関する調査研究、普及啓発及び宣伝等、その時々々の時宜を得たテーマや情報、あるいは記録として残す必要があるテーマを内容としている。</p> <p><b>【配付先】</b> 新聞「小笠原」及び冊子「特集小笠原」の近時の発行部数は各々4,000部であり、その配付先は、本邦在住の旧島民約600部、小笠原在住者約1,600部、賛助会員約1,500部、関係行政機関約200部、事務用100部となっている。</p> <p><b>【財源】</b>東京都及び小笠原村の補助金等</p>

<p>② ホームページ (注)①機関紙等刊行物の経費の中で実施する。 (注)ホームページの情報の追加や更新は、管理費・委託費 50,000円 (50,000円) の中で行う。</p>	<p><b>【事業内容】</b> ホームページには小笠原諸島の歴史や地理的・自然的特性に即した情報、小笠原諸島振興開発事業や産業・観光等に関する情報を掲載し、小笠原諸島に係る普及啓発、宣伝に努めて旧島民の帰島促進や訪島者の増加に貢献するとともに、産業・観光等の経済効果の向上に寄与し、地域活性化の推進や小笠原諸島の自立的発展を支援する。また、当協会の組織・制度及び各種事業情報を公表し、旧島民や小笠原諸島に関心を持つ不特定多数の人々に対し開かれたものとしている。</p> <p><b>【掲載情報】</b> ホームページに掲載する主な情報は、次のとおりである。なお、現在未掲載の情報についても漸次掲載していく。</p> <p>・小笠原諸島の各種情報 ・小笠原諸島世界自然遺産情報 ・当協会の賛助会員情報 ・当協会の諸事業情報（小笠原訪問交流ツアー、機関紙の発行、小笠原航路の運賃割引証明書の発行、協賛等の諸情報など） ・当協会の組織や制度等情報（定款、規程、予算等）など</p> <p><b>【財源】</b> 東京都及び小笠原村の補助金</p>
---	---

## (2) 公2事業 教育、経済等推進事業

①小笠原訪問交流ツアー、②旧島民及び賛助会員に対する「おがさわら丸」の運賃割引証明書の発行、③国及び自治体や諸団体が実施する事業への協賛等、④意見交換会等による情報収集、⑤自然観察会（仮称）検討委員会

[趣旨（目的）]

小笠原諸島が自立的発展や住民の生活の安定等を図るためには、様々な形での多くの国民の協力及び支援が必要である。また、当協会も小笠原諸島に係る諸事業を実施し、小笠原諸島の産業・観光等経済効果の向上や地域活性化に寄与又は支援する。①～④の事業は、経済効果の向上や地域活性化に寄与又は支援するという共通の目的を達成する手段として位置付けられることから一つにまとめた。

事業名	内容
<p>① 小笠原訪問 交流ツアー 1,000,000円 (1,000,000円)</p>	<p><b>【事業内容】</b> 機関紙及びホームページで旧島民や賛助会員の外全国から参加者を募集して閑散期の11月に実施し、小笠原の産業・観光等経済効果の向上に寄与する。また、父島、母島でツアー参加者と地域住民との交流会を実施し、友好と賑わいを醸し出すなど地域活性化に貢献する。なお、旅行業法に係わる事務は、小笠原海運株式会社が実施する。</p> <p><b>【役割分担】</b> 小笠原訪問交流ツアーの案内、小笠原訪問交流ツアー期間中の安全管理等は、当協会及び小笠原海運株式会社が協働して実施し、その他は役割分担による。</p> <p>(1) 当協会の主な役割は次のとおり。 ①小笠原訪問交流ツアーの企画②機関紙およびホームページへの広報③父島・母島の交流会開催(村と共催)④参加者アンケート調査を実施し、村及び関係団体への情報提供</p> <p>(2) 小笠原海運株式会社の主な役割は次のとおり。 ①参加者募集及び参加者名簿の作成②参加者の宿泊先振分け③参加費用の徴収及び宿泊先への宿泊代支払い④参加者の乗船受付及び保険事務</p> <p><b>【交流会】</b> 小笠原父島及び母島に到着した日の夜、小笠原村、小笠原支庁、観光協会、漁協、農協など父島、母島のそれぞれの機関及び関係者の協力を得て開催する。アトラクション出演者はボランティア参加、その他諸経費は当協会及び村役場が負担する。</p> <p><b>【その他説明事項】</b> 〔閑散期の11月〕本事業は閑散期に実施するということで始めたものである。平成23年の世界自然遺産登録の影響で客足は伸びたがそれ以降はやや減少傾向にあった。その後、新船効果によって増加しつつあるが最盛期ほどではない。また、交流ツアー参加を楽しみにしている旧島民やいわゆる「小笠原ファン」に会えることを心待ちにしている小笠原島民も多く、広く小笠原の理解を深めるためにも継続性が求められている事業である。</p> <p><b>【財源】</b> 寄付金・賛助会費等</p>

<p>② 旧島民及び賛助会員に対するおがさわら丸の運賃割引証明書発行</p> <p>公2事業の予算の中で対応人件費を除く費用は、 10,000円 (10,000円)</p>	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>本事業は、当協会と小笠原海運株式会社との「東京～小笠原航路乗船券の割引に関する覚書」により実施するものである。旧島民の里帰り経費の軽減によって里帰り回数の増加と、また、これを賛助会員に広げることで訪島者の増加を図り、島民との交流や産業・観光等経済効果の向上に寄与するなど地域活性化に貢献する。</p> <p><b>【割引証明書・賛助会員証の発行】</b></p> <p>小笠原への里帰り又は訪島するため往復の乗船券の予約をした旧島民及び賛助会員の割引証明関連業務である。旧島民については当協会保有の旧島民名簿で確認し割引証明書を発行する。賛助会員については、加入時及び毎年納金時に発行する賛助会員証を提示し「おがさわら丸」の運賃割引を受ける。運賃割引率は、特2等船室及び2等船室は2割。なお、旧島民の確認は、「小笠原関係実態調査元居住者名簿」(昭和41年3月作成)などで行う。</p> <p><b>【割引相当額の負担】</b></p> <p>当協会は、割引に相当する金員を(株)小笠原海運に対して支払うことはしていない。</p> <p><b>【財源】</b></p> <p>寄付金・賛助会費等</p>
<p>③ 国及び自治体や諸団体が実施する事業への協賛等</p> <p>100,000円 (100,000円)</p>	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>国及び自治体や諸団体が実施する行事又は催し物等に対して協賛等を行うことにより、小笠原の産業・観光等経済効果の向上と地域活性化の推進を支援する。協賛等を行う行事又は催し物等は、旧島民の帰島促進・定着、小笠原諸島に係る普及啓発・宣伝、小笠原諸島における教育、経済・産業等へ貢献するものであることが必要である。</p> <p>また、国、都及び村の実施する行事に協力していくとともに、学術機関等との共催による小笠原諸島、硫黄列島関連の講演会等を開催していく。</p> <p><b>【種類】</b></p> <p>協賛等には、協賛金の支出により必要経費の一部を助成するものと主催・共催・後援等の当協会名義の使用許可とがある。</p> <p><b>【応募・選考】</b></p> <p>行事又は催し物等の内容が、当協会の条件に適合するものであることを書面</p>

	<p>で示して応募する。選考及び決定は、「協賛等に関する事務処理要綱」に基づき行う。</p> <p><b>【財源】</b> 補助金・寄付金・賛助会費等</p>
<p>④ 意見交換会等による情報収集 200,000円 (200,000円) 交流ツアーや会合参加の機会を捉え実施する</p>	<p><b>【事業内容】</b> (1)小笠原村で実施する当協会役員及び在島評議員・理事と島民等との意見交換会において、小笠原諸島振興開発事業や産業・観光等に関する現場の意見・要望等を取りまとめて国や東京都など関係機関に対する要請等に反映させる。また、当協会の今後の運営の参考に資すとともに、小笠原村の産業・観光等経済効果の向上と地域活性化の推進を支援する。 (2)硫黄島墓参及び遺骨収容等については、国、東京都及び小笠原村の情報を機関紙等で提供するほか、当協会役員や職員が墓参等に参加して硫黄島の現状を把握し、情報収集及び情報提供の質の向上に努め、帰島できない旧島民に対しきめ細かな対応を図る。</p> <p><b>【要請等】</b> 要請等は、「小笠原諸島振興開発審議会」（国土交通省）及び「小笠原諸島振興開発計画」（東京都）の策定時並びに必要なに応じて適時に行う。</p> <p><b>【財源】</b> 寄付金・賛助会費等</p>
<p>⑤ 自然観察会 (仮称)検討委員会 公2事業の予算の中で実施する。</p>	<p><b>【事業内容】</b> この事業は、小笠原諸島の自然等を教育の場として活用しようとするものである。平成26年度から2年間検討し、協会独自の事業としての自然観察会の開催は、類似事業もあり、また財政的にも困難であることが判明した。このため、教材開発や教育者向け情報提供など他の方法による教育支援を検討する。現在、機関紙に小笠原の植物研究等の一端を紹介している。</p> <p><b>【財源】</b> 寄付金・賛助会費等</p>

## 2. 収益事業等

収益事業等は実施しない。